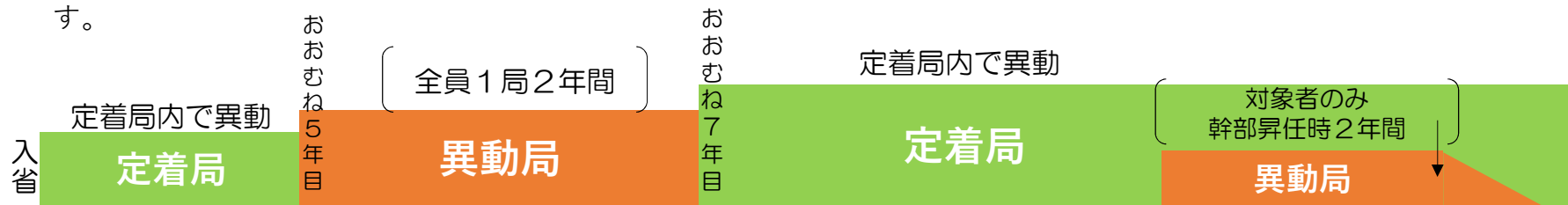


# 国家公務員一般職

本人が希望する都道府県労働局（**定着局**）で厚生労働事務官として採用された後、定着局内で4年間勤務し、その後、ブロック内の他の労働局（**中国ブロックは鳥取、島根、岡山、広島、山口**）のうち1か所で2年間勤務して、定着局に戻ります。また、定着局では、定期的（1～3年ごと）に定着局内を異動し、労働行政全般に係る知識を身に付けることとなります。

変更前



令和4年10月1日以降、人事異動制度が下記の通り変更となります。

変更後

本人が希望する都道府県労働局（**定着局**）で厚生労働事務官として採用された後、定期的（1～3年ごと）に定着局内を異動し、労働行政全般に係る知識を身に付けることとなります。なお、本人の希望によっては、定着局以外のブロック内の他の労働局（**中国ブロックは鳥取、島根、岡山、広島、山口**）での勤務を経験できる場合があります。

